

行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 126 号  
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関  
名古屋市長 河村 たかし



平成30年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」に関し、株式会社竹中工務店名古屋支店に支払った委託代金の金額と日時がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書は、請求時点において作成しておらず、不存在であるため非公開とします。
備考	※請求時点においては、委託代金の支払いは発生していないことを、ご参考までに申し添えます。  <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先) 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)



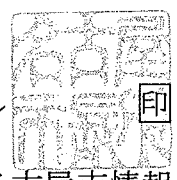
第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 127 号  
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関  
名古屋市長 河村 たかし



平成30年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名古屋城天守閣木造化に関し、名古屋市建築審査会に提出した「建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号適用除外手続き」認定申請書</li> <li>2. 名古屋城天守閣木造化に関し、名古屋市建築審査会が出した「建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号適用除外」同意書</li> <li>3. 名古屋城天守閣木造化に関し、「建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号適用除外」認定書</li> </ol>
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観名整第 128 号  
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 2 月 15 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城に関し、瀬口哲夫氏に送ったメール (平成 29 年 10 月 13 日以降のもの)
名古屋市情報公開条例 第 11 条第 1 項の規定に よる決定期間	30 年 2 月 16 日 から 30 年 3 月 1 日 まで
延長する期間	30 年 3 月 2 日 から 30 年 3 月 30 日 まで
延長の理由	平成 30 年 2 月定例会開催に伴う一時的な業務量の増大等のため、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

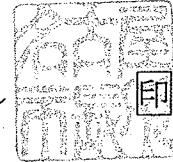
行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観名整第 129 号  
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 2 月 15 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城に関し、瀬口哲夫氏から送られたメール (平成 29 年 10 月 13 日以降のもの)
名古屋市情報公開条例 第 11 条第 1 項の規定に よる決定期間	30 年 2 月 16 日 から 30 年 3 月 1 日 まで
延長する期間	30 年 3 月 2 日 から 30 年 3 月 30 日 まで
延長の理由	平成 30 年 2 月 定例会開催に伴う一時的な業務量の増大等 のため、期間内に公開決定等を行うことが困難であるた め、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481